

堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針

堺市教育委員会

教科用図書（以下「教科書」という。）は、教育課程の編成に応じて教育内容が組織配列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、児童生徒が学習を進めるうえで重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、堺市教育委員会は、教育基本法、学校教育法及び教科書採択関係法令に基づき、堺市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり基本方針を定める。

- 1 学習指導要領の趣旨に即し、各教科の目標を達成するとともに、本市の地域性や児童生徒の実態に応じた最も適切な教科書を採択する。
- 2 学習指導要領で示された3つの資質・能力（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」）を学校教育の中で育むとともに、家庭における学習活動や地域社会とのつながりを通して、実社会と結び付けて発揮する総合的な学力を養うために最も効果的な教科書を採択する。
- 3 教科書の内容の調査研究にあたっては、人権の観点を尊重するとともに、より広い視野からの意見も踏まえて綿密に行い、公正かつ適正に教科書を採択する。
- 4 教科書採択を公正かつ適正に行うために、静ひつな採択環境を確保する。